

平成 28 年

第 2 回市議会定例会 議案第 19 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 28 年 6 月 13 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 放棄する権利の内容

株式会社函館市榎法華振興公社と平成 26 年 12 月 9 日に締結した函館市地域温泉施設条例第 2 条に規定する函館市ホテル恵風の管理に関する協定書および平成 23 年 12 月 20 日に締結した函館市灯台資料館条例第 2 条に規定する同館の管理に関する協定書の規定に基づく指定管理者の指定の取消しにかかる違約金の請求権

2 放棄する権利の相手方

函館市恵山岬町 6 1 番地 2

株式会社函館市榎法華振興公社

代表清算人 山田 隆嗣

3 権利を放棄する理由

このたびの指定の取消しについては、全株式を保有している函館市が株主として行った特別決議による法人解散によるものであることから、株式会社函館市榎法華振興公社の他の債権者への弁済に影響が及ばないよう違約金の請求権を放棄する。

(根拠規定)

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号

【参考資料】

権利の放棄に至る経過

1 公の施設の管理に関する協定書の締結について

函館市（以下「市」という。）は、株式会社函館市榎法華振興公社（以下「振興公社」という。）と、公の施設である函館市ホテル恵風（以下「ホテル恵風」という。）および函館市灯台資料館（以下「灯台資料館」という。）の管理に関する協定を指定管理者に指定する期間を平成29年3月31日までとし、それぞれ締結した。

この協定には指定管理者の指定を取り消され、または管理業務の全部もしくは一部の停止を命ぜられたときの違約金について、ホテル恵風においては利用実績の10分の1に相当する額、また、灯台資料館においては委託料の10分の1に相当する額と規定している。

2 指定管理者の指定の取消しについて

市は、平成27年12月4日付け函館市告示第406号により振興公社のホテル恵風および灯台資料館の指定管理者の指定を平成28年4月1日付けで取り消した。

3 違約金について

この指定管理者の指定の取消しにより、ホテル恵風および灯台資料館の管理に関する協定書の関係規定に基づき違約金が発生することとなる。

4 権利の放棄について

現在、振興公社は清算株式会社に移行し、清算手続きを行っているところであり、平成28年5月10日には解散公告を官報に掲載し、他に債権を有する者の申出を公告しているところである。

このたびの指定の取消しについては、全株式を保有している函館市が株主として行った特別決議による法人解散によるものであることから、振興公社の他の債権者への弁済に影響が及ばないよう違約金の請求権を放棄する。